第9節貸 与

商業用レコード(以下「レコード」という。)を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- 1 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
 - (1) 一施設当たりの月額使用料は、レコードの貸与による、基準月の月間営業収入の7.7%の額とする。
 - (2) 貸与による営業収入がない場合又は営業収入の報告ができない場合の一施設当たりの月額使用料は、基準月の月間貸与回数に36円を乗じて得た額とする。
- 2 1によらない場合
 - (1) レコード 1 枚 1 回当たりの使用料は 36 円とする。
 - (2) 著作物1曲1回当たりの使用料は5円とする。

(貸与の備考)

(基準月)

① 基準月とは、使用料算定月の3か月前の月のことをいう。

(営業収入)

② 営業収入とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税額を含まないもの。 いずれの名義をもってするかを問わない。)をいう。

(月間貸与回数)

③ 月間貸与回数とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいう。

(使用料算定の特例)

④ 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、1(2)を適用する。

(その他)

⑤ 利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規 定の定める使用料額の範囲内で決定する。